

形原中学校生徒会会則

第1章 名 称

1条 本会は形原中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

2条 本会は生徒の自主的な考えにもとづいて、学校の諸活動に協力参加して、生徒の向上発達と、学校の発展とをはかることを目的とする。

第3章 会 員

3条 本会の会員は形原中学校生徒であること。

第4章 総 会

4条 総会は全会員で構成する。

5条 総会は定期総会と臨時総会の二種とし、会長が学校長の承認を得て召集する。

6条 定期総会の時期はつぎの通りとする。

1. 前期総会は9月に開く。
2. 後期総会は2月に開く。

7条 総会はつぎの機能をもつ。

1. 活動計画案審議決定、および、活動報告。
2. 会則の制定、および、変更。
3. その他、総会にはかるべき重要事項の審議。

8条 臨時総会はつぎの場合に開くことができる。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 会員の半数以上が必要と認めたとき。

第5章 生 徒 議 会

9条 生徒議会は生徒会活動の目的達成のためにこれを開く。

10条 生徒議会は各学級男女2名の議員をもって構成する。

11条 生徒会役員は生徒議会に出席し、議員の質問について答弁、または、説明をしなければならない。

12条 生徒議会は毎月1回定期的におこない、その決定事項は学校長の承認を得てから全会員に知らせる。

13条 臨時生徒議会はつぎの場合に開くことができる。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 議員の4分の1以上が必要と認めたとき。

14条 生徒議会は議員の中より、議長・副議長・その他議会役員を選任する。

15条 生徒議会はつぎの機能をもつ。

1. 会則および総会の決定に従い活動の実行案の作成。

第6章 生徒会役員

16条 本会はつぎの役員をおき、つぎのように執行部を構成する。

第1 執行部一会長・副会長・執行委員の計7名とする。

第2 執行部一代表者会委員長（1・2・3年各代表の3名）学習委員長・図書委員長・体育委員長・保健委員長・給食委員長・生活委員長・広報委員長・環境緑化委員長の計11名とする。

17条 生徒会役員は、全生徒の公選により、会長1名（男女問わず）、副会長2名（男女各1名）、執行委員4名（各学年男女各1名。）を選出する。ただし、書記については、生徒会役員の中から臨機応変に行うこととする。

また、各生徒委員会の委員長は、各委員会において、互選により決める。生徒会役員、各生徒委員会の委員長は学校長より任命される。再任はさまたげない。

18条 役員の任期は前期（2月より9月まで）と後期（10月より翌年2月まで）とする。

19条 会長は生徒会を代表し、生徒会諸活動の運営にあたる。

20条 副会長は会長をたすけ、会長に事故あるときはその任務を代行する。

21条 書記は諸会議の議事を記録し、決議事項を掲示する。

22条 委員長は委員会の責任者として委員会活動の運営にあたる。

第7章 学 級

23条 学級には選挙によってつぎの役員を選出する。

級長1名・副級長1名・書記2名・議員2名

24条 学級には生徒委員会に準じて係をおく。各係には係長1名と係員若干名をおく。

第8章 通 学 団

25条 通学団は11分団とし、会員は分団に所属する。

26条 各分団会には次の役員をおく。

分団長1名・副分団長1名。

第9章 部 活 動

27条 部活動には心身の健康・自主性・社会性の確立などを目的とし、会員は積極的に参加する。

28条 部活動には文化部・体育部にそれぞれの部がある。

29条 部活動にはつぎの役員をおく。

文化部・体育部が合同して部長会を開く。役員はつぎの通り。

代表1名・副代表1名。

第10章 最高決定権

30条 本会のすべての最高決定権は学校長がもつ。

第11章 会 則 修 正

31条 この会則の修正は議会の承認の上、会員の過半数の賛成ののちおこなわれる。

第12章 選 挙

32条 選挙に関する規定は別に定める。

令和6年3月14日